

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件)

旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町の隣接する1市3町から構成される旭川地域は、北海道の中央部に位置する上川盆地にあり、北海道の最高峰である旭岳を有する大雪山連峰を望み、それを源流とする石狩川など多くの河川が合流する自然の恵み豊かな大地に育まれた、自然と都市が調和した地域である。

特に、地震が極めて少ないことで知られており、今後30年間に大地震が発生する確率は、都道府県庁所在地（道内の支庁所在地を含む。）で最も低く、盆地であることから風も年間を通して弱い地域である。四季の変化が明瞭で、冬は積雪寒冷で、春は梅雨がなく、夏は気温が高いが湿度が低く過ごしやすいのが特長である。

(産業集積の状況)

盆地特有の気候、豊富な水資源といった地理的要因により、農業が基幹産業として発展し、全国有数の米どころである。特に、農薬の使用が少ないクリーン農産物の生産に注力しており、品目数も道内屈指である。

また、良質な農林資源を活かし、生活に密着した食料品、醸造、木材、家具、紙・パルプといった製造業の産地が形成され、これら産業の発展を背景に機械・金属関連産業や食品関連産業の集積が進み、一方で、内陸の交通の要衝という地理的条件を活かした卸売・小売業など多様な産業を有し、教育、医療・福祉、文化など様々な都市機能が集積する北海道の拠点地域を形成している。

特に、木製家具は、良質な森林資源と優れた加工技術により地場産業として発展を続け、卓越した技術とデザインで高級品を生産する国内有数の産地として知られている。

観光についても、近年、旭山動物園をはじめ、北海道の観光拠点として全国の注目を集めている。

地域内の1市3町を含む圏域は、平成3年に「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」（旧頭脳立地法）に基づく特定事業集積促進計画の地域指定を受け、「北の生活文化産業の創造」をテーマに、地域の食品、住関連（木材・木製品、家具、住宅）等の生活関連産業の集積を活かし、ソフトウェア業や情報処理サービス業等の特定事業の集積を目指し、既存産業の高度化を図ってきた。

また、平成7年に「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（地方拠点法）」に基づく地方拠点地域の指定を受け、産業の高度化の推進等による産業交流拠点の形成を図ってきた。

(交通などインフラ整備状況)

○交通アクセス

本地域は、北海道の主要都市とJR各路線、高速道路、国道、道道で結ばれており、北海道の物流拠点として栄えてきた。札幌市とは北海道縦貫自動車道により約1時間20分、JRでは函館本線により約1時間20分(30分間隔)で結ばれている。道内全域への交通アクセスも、時間距離で本地域が最も優れている。

旭川空港からは、東京、大阪、名古屋の三大都市圏、道内では函館と結ばれているほか、国外へは定期便のソウル便や台湾等へのチャーター便が就航している。旭川空港の年間就航率は99.2%と全国的にも高い就航率を誇っている。

○産業立地基盤

地域内には、旧頭脳立地法に基づいて整備された旭川リサーチパーク(17.3ha)や、旭川工業団地(97.4ha)、旭川流通団地(86.5ha)、旭川物流基地(28.8ha)、東神楽工業団地(23.4ha)、鷹栖工業団地(14.0ha)、旭川鷹栖インター流通団地(31.6ha)などの工業系団地のほか、旭川市には都市計画用途地域では工業専用地域、工業地域、東川町においても工場立地に適した用地等の産業立地基盤がある。

○医療集積

国立大学法人旭川医科大学附属病院や旭川赤十字病院、旭川厚生病院、独立行政法人国立病院機構道北病院、市立旭川病院などの総合病院をはじめ多くの医療機関が集積している。旭川市内の医師数は1,205人で全国783市中34位である。

(教育・研究機関等の状況)

本地域には、国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人北海道教育大学旭川校、北海道東海大学(芸術工学部)、旭川大学(経済学部及び大学院経済学研究科)のほか、独立行政法人国立高等専門学校機構旭川工業高等専門学校(機械システム工学科、電気情報工学科、制御情報工学科、物質化学工学科)や旭川大学情報ビジネス専門学校等がある。

人材育成機関としては、北海道立旭川高等技術専門学院(電子工学科、自動車整備科、印刷デザイン科、色彩デザイン科、建築技術科、造形デザイン科)があり、2年制の職業訓練が行われている。また、旭川職業能力開発促進センターでは、求職者及び在職者を対象とする職業訓練を実施しているほか、中小企業大学校旭川校では中小企業経営者及び管理者等の研修などを実施している。

工業科、商業科、農業科、情報系学科を有する高等学校については、旭川工業高校(工業化学科、建築科、土木科、電気科、情報技術科、電子機械科、自動車科)、旭川商業高校(ビジネス科、情報処理科など)、旭川農業高校(農業科学科、食品科学科、森林科学科など)、旭川北都商業高校(商業科)、旭川実業高校(総合技術科、自動車科、建築科、商業科など)、旭川

明成高校（情報・ビジネスエリアなど）がある。

また、地域内の公設試験研究機関としては、北海道立林産試験場、北海道立北方建築総合研究所、旭川市立の工芸センター、工業技術センター、農業センターのほか、隣接する比布町に北海道立上川農業試験場があり、技術相談や共同研究等の支援を行っている。

産業支援機関としては、(株)旭川産業高度化センター、財団法人旭川生活文化産業振興協会などがある。

（目指す産業集積の概要）

本地域は、北海道の中心に位置するという地理的特性により、道内各地の農産物・林産物を有効に活用できることから、食料品や醸造、家具、木材・木製品、紙・パルプ等の製造業が集積し、地域経済をリードしてきた。このため、地域特性を活かした事業高度化や製品の高付加価値化を図るため、「食品関連産業」、「家具等インテリア関連産業」の集積を目指す。

地域のものづくりを支える基盤である「機械・金属関連産業」については、他産業への技術的な波及効果を図るため、ものづくりの基盤となる人材を育成するとともに、基盤技術産業の集積を目指す。また、既存産業の高度化に向けた「IT（情報通信）関連産業」の集積及び道内全域への交通アクセスの優位性を活かした「物流関連産業」の集積を目指す。

①食品関連産業

本地域は、道内有数の農業生産地であり、収穫される「安心・安全で美味しい」農産物は、北海道ブランドとして大きな優位性を持っている。日本ハム(株)（旭川市）、明治乳業(株)（旭川市）など大手食品製造業が立地しているほか、男山(株)、高砂酒造(株)、合同酒精(株)の蔵元（旭川市）がある。また、菓子用いちごを通年生産し、旭川空港から全国へ空輸販売している(株)ホープ（東神楽町）もある。今後、農産物を加工する食料品製造業のさらなる集積を図るとともに、旭川医科大学の存在をはじめとする医療集積を活かし、機能性食品の開発を促進するなど、地域ブランドを確立し、製品の高付加価値化を推進する。

②機械・金属関連産業

地域のものづくりを支える基盤である「機械・金属関連産業」は、事業所数583箇所地域全体に占める割合は29.3%（平成17年工業統計）となっている。積雪寒冷地という自然条件を活かし、輸送用機械器具製造業の(株)本田技術研究所（鷹栖町）や住友ゴム工業(株)（旭川市）、横浜ゴム(株)（鷹栖町）の研究開発部門（テストコース）のほか、電子・デバイス製造業の東芝ホクト電子(株)（旭川市）、自動車関連部品製造業の上原ネームプレート工業(株)（旭川市）の工場が立地している。また、医療用不織布製マスクでは国内65%のシェアを占める日本メディカルプロダクツ(株)（旭川市）がある。今後、地域のものづくりの基盤となる人材を育成するとともに、技術的な波及効果が期待される計量器や医療用器具等の精密機械器具製造業や空輸が可能な小型・軽量で高機能な電子部品等を製造する産業の集積を図る。

③家具等インテリア関連産業

本地域は、豊富な森林資源を背景に、良質な素材と高度な技術力で全国有数の家具産地として発展してきた。安価な輸入家具の増加や消費者のライフスタイルの変化による需要減少など、関連産業を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、(株)カンディハウス(旭川市)など海外に市場を展開し、高い評価を受けている企業もある。また、木製家具製造業においては、地域の加工技術を活用したOEM(他社ブランド製品の製造)も行われている。今後、家具等インテリア関連産業のさらなる集積を図るとともに、製品デザインの高度化・高付加価値化を推進し、旭川家具ブランドの地位を確立する。

④IT(情報通信)関連産業

本地域は、旭川医科大学隣接地にソフトウェア業や情報処理サービス業等の特定事業の集積地として旭川リサーチパークを整備しているほか、インキュベーション施設を活用し、IT関連の起業支援を行っている。旭川市内には、3つのコールセンターが開設されているほか、バックアップセンターの設置企業もある。また、北海道地図(株)(旭川市)によるデジタル地図開発、高度情報通信システムによる遠隔医療の展開など、ITを活用した先駆的事例もあり、今後は産業間連携の推進や高度な情報技術者の育成を図り、さらなる企業立地を促進し、IT関連産業の拠点形成を図る。

⑤物流関連産業

本地域には、北海道縦貫自動車道旭川鷹栖IC近接地に旭川鷹栖インター流通団地、同旭川北IC近接地に旭川物流基地、鷹栖工業団地が整備されている。道内交通の要衝である旭川市には卸売市場が集積しており、道内各地域から数多くの農畜水産物が集まることから、地域内の基幹産業である食品関連産業などの集積促進と合わせて、物流関連産業の立地を促進し、物流拠点の形成を図る。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	839億円	881億円	5.0%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

(産業用共用施設の整備等に関する事項)

取り組み事項	取り組み主体	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
①-1 工業団地の造成・整備等	市町 関係機関	—————▶				
①-2 貸工場等の整備検討	市町 関係機関		検討	-----▶		

(人材の育成・確保に関する事項)

取り組み事項	取り組み主体	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
②-1 教育訓練機関等による人材の育成・確保	市町 北海道 関係機関	—————▶				
②-2 食品関連産業の人材育成 ・食品産業支援事業 ・食品製造従事者の育成 ・食品試験検査担当者の育成 ・試験研究機関による人材育成支援	旭川市 北海道 関係機関	—————▶				
②-3 機械・金属関連産業の人材育成 ・ものづくり人材の育成 ・メカトロ入門講座事業 ・ものづくり技術伝承事業 ・先端加工技術者育成事業 ・溶接技術者育成事業 ・試験研究機関による人材育成支援	旭川市 北海道 関係機関	—————▶				
②-4 家具等インテリア関連産業の人材育成 ・グローバル市場への対応事業 ・次世代ものづくり人材育成事業 ・ハイテク技術者の育成 ・企画開発型担当者の育成 ・ハイタッチ技能者の育成 ・試験研究機関による人材育成支援	市町 北海道 関係機関	—————▶				
②-5 I T (情報通信) 関連産業の人材育成 ・情報技術者の育成	市町 北海道 関係機関	—————▶				

(技術支援等に関する事項)

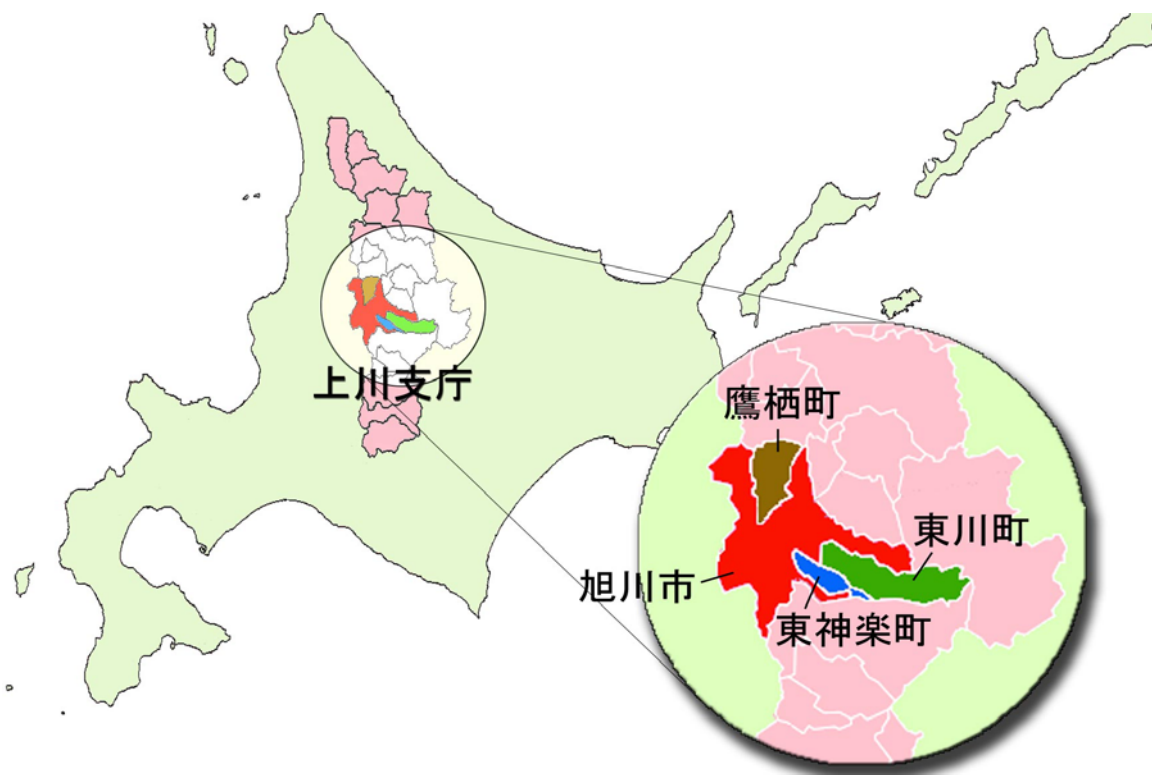
取り組み事項	取り組み主体	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
③ー1 食品関連産業への技術支援等	市町 北海道 関係機関	→				
③ー2 機械・金属関連産業への技術支援等	市町 北海道 関係機関	→				
③ー3 家具等インテリア関連産業への 技術支援等	市町 北海道 関係機関	→				
③ー4 産学官連携の推進 ・国際家具デザインフェア旭川などの開催、 成果の普及 ・産学官・産業間連携による製品の高付加 価値化の促進	市町，大学 北海道 関係機関	→				
		→				
③ー5 新製品開発・販路開拓等の推進 ・地域ブランド食品開発事業 ・旭川クラフトブランド育成事業 ・建具セールスプロモーション事業	市町 北海道 関係機関	→				
		→				
		→				

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

取り組み事項	取り組み主体	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
④-1 企業立地促進のための優遇措置 (補助制度等)	市町 北海道					→
④-2 企業立地促進のための低利融資	市町 北海道 関係機関					→
④-3 立地企業のフォローアップ	市町 北海道 関係機関					→
④-4 企業誘致促進事業 ・首都圏企業誘致の強化 ・企業立地ガイドブック等の作成 ・戦略的な企業情報調査と企業訪問	市町 北海道 関係機関					→
④-5 物流実態調査	市町 北海道			→		
④-6 進出企業と地場企業との連携	市町 北海道 関係機関					→
④-7 広域的な産業集積の活性化に関する 事項						
北海道バイオ産業育成強化事業	北海道 「北海道バイオ産業の集積 活性化の促進に係る広域ビジ ョン」に参画する地域産業 活性化協議会, (財)北海道科学技術総合振 興センター, (財)函館地域 産業振興財団 (財)十勝圏振 興機構,(財) 旭川生活文化 産業振興協会, (財)釧路根室 圏産業技術振 興センター					→
北海道情報産業集積活性化促進 事業	北海道 「北海道情報 産業の集積活 性化の促進に 係る広域ビジ ョン」に参画す る地域産業活 性化協議会 (社)北海道 IT 推進協会ほか 関係機関					→

食産業集積高付加価値化支援事業	北海道 「北海道食産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」に参画する地域産業活性化協議会 (財)北海道科学技術総合振興センター ほか関係機関					→
-----------------	--	--	--	--	--	---

2 集積区域として設定する区域



(区域)

旭川市，鷹栖町，東神楽町，東川町

設定する区域は，平成19年4月1日現在における行政区画により表示したものである。

その内，工場立地が地理的，地勢的に，または，自然環境の保全などから，不可能または，不適切な場所として次の地域は除外する。

- ・『山林地域』

- ・『自然公園法に規定する自然公園地域』（大雪山国立公園）
- ・『北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区，記念保護樹木』
- ・『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区特別保護地区』

なお、『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区』、『環境省選定の特定植物群落等の環境保全上重要な地域』については，本地域に該当する地域はない。

(集積区域の可住地面積) 55,335 ha

項目	単位	北海道	1市3町計	旭川市	鷹栖町	東神楽町	東川町
面積	ha	8,345,533	120,274	74,760	13,944	6,864	24,706
可住地面積	ha	2,190,073	55,335	34,909	7,669	5,394	7,363
人口	人	5,627,737	379,160	355,004	7,261	9,194	7,701

(面積は国土地理院公表値，人口は平成17年国勢調査，可住地面積は統計でみる市町村のすがた2007(総務省統計局)による)

(各市町村等が集積区域に指定されている理由)

集積区域は，北海道の中央に位置する大雪山連峰を背景に，周囲を山岳丘陵に囲まれた盆地にあり，大雪山連峰を源とする石狩川水系の4大支流が盆地内を貫流する平坦な扇状地で，同一気候風土を形成している。

集積区域は，旭川市を中心に北部に鷹栖町，南西部に東神楽町・東川町が隣接している。区域内は，国道12号，39号，40号及び237号線をはじめ，道道，市・町道が整備されており，その交通網を活用し，概ね1時間以内で移動でき，生活，産業，経済などの面において一体的な地域を形成している。

また，本地域を構成する1市3町を含む上川中部圏においては，平成7年に「地方拠点都市地域」の指定を受け，都市基盤の整備をはじめ，広域視点に立った高次都市機能の充実による圏域の活性化や地域特性を活かした産業振興を図っている。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき地域

(区域)

集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域は1市3町のうち，平成20年度秋に完成予定の鷹栖工業団地5.9haとする。

<鷹栖町>

鷹栖町 245番1～12

同 1561番2, 3

同 5564番1, 2

同 5565番2

同 5566番1, 2

設定する区域は、平成19年9月21日現在における地番により表示したものである。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

本計画では、現時点では工場立地法の特例措置を実施することは予定していない。今後、企業ニーズや立地環境などの実情を踏まえながら検討する。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

- ① 食品関連産業
- ② 機械・金属関連産業
- ③ 家具等インテリア関連産業
- ④ IT（情報通信）関連産業
- ⑤ 物流関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

- ①食品関連産業
 - 09 食料品製造業
 - 10 飲料・たばこ・飼料製造業（ただし、たばこを除く）
- ②機械・金属関連産業
 - 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
 - 18 プラスチック製品製造業
 - 22 鉄鋼業
 - 24 金属製品製造業
 - 25 はん用機械器具製造業
 - 26 生産用機械器具製造業
 - 27 業務用機械器具製造業（ただし、武器を除く）
 - 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 29 電気機械器具製造業
 - 30 情報通信機械器具製造業

- 3 1 輸送用機械器具製造業（ただし、鉄道、船舶を除く）
- ③家具等インテリア関連産業
 - 1 1 繊維工業
 - 1 2 木材・木製品製造業
 - 1 3 家具・装備品製造業
 - 1 6 化学工業
 - 2 1 窯業・土石製品製造業
- ④IT（情報通信）関連産業
 - 1 5 印刷・同関連業
 - 3 9 情報サービス業
 - 4 0 インターネット附随サービス業
 - 情報通信技術利用業（専ら情報通信技術利用事業を行う業を言う。）
- ⑤物流関連産業
 - 4 4 道路貨物運送業
 - 4 7 倉庫業
 - 5 0 各種商品卸売業
 - 5 1 繊維品卸売業
 - 5 2 飲食料品卸売業
 - 5 3 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
 - 5 4 機械器具卸売業
 - 5 5 その他の卸売業

(2) (1) の業種を指定した理由

- ①食品関連産業

本地域の食料品製造業は、製造品出荷額等が約577億円（平成17年工業統計）と全業種で最も多く、地域資源である農産物を活用できる業種として強みがある。日本の食料生産地域として重要な位置を占める北海道において、本地域は道央圏，道北圏，道東圏へ直結する高速自動車道や国道が整備されており，物資集積地として道内各地から加工食品の原材料となる農畜水産物を確保できる優位性を持っている。特に，肥沃な上川盆地の中心部に位置する本地域は多品種作物の生産に適しており，様々な食品加工ニーズに対応できる好条件も整っている。

研究開発や支援の面では，食品の機能性検証等で旭川医科大学，食品関連機械で旭川高専の存在があるほか，食品に係る相談や試験分析等の分野で旭川市などが対応可能であり，食の安全性や新製品開発など食品関連産業の生産性向上や製品開発力を支えるポテンシャルを有している。

このような地域特性を最大限に活用して，農産物の付加価値を高めるための産地での加工や，商工業と農業の連携による産業創出を促進し，「農と食」を活かした産業形成を図る必要

がある。地域内では、寒暖の差から生まれる良質トマトを使ったトマトジュース、米を素材とした米粉麺や米粉シュークリーム、地場産枝豆大豆を活用した豆乳茶碗蒸しなど、農・商工連携による地場農産物の高付加価値化に向けた取組も進められている。

また、大雪山連峰に源を発する豊かな伏流水に恵まれた本地域は、かつては「北海の灘」と言われ数多くの酒蔵が集積していた。現在は、旭川市に男山(株)、高砂酒造(株)、合同酒精(株)の3つの酒類製造業があり、冬に氷点下20度を超える醸造に理想的な気候風土を活かし、独自の商品開発に取り組んでいる。

このため、高付加価値を有するブランド食品の開発を支える人材の育成・確保を進めるとともに、大量消費地をターゲットとする食品加工企業の誘致により、地場農産物を活用した食品関連産業の拠点として産業集積を図る。さらに、良好な自然環境や旭川医科大学をはじめとする医療集積の強みを活かし、医科学的なアプローチや実証フィールドの提供により、機能性食品など健康に配慮した加工食品の製造・研究開発に係わる新事業創出を促進するため、指定集積業種に選定した。

②機械・金属関連産業

機械・金属製品製造業は、ものづくりを支える基盤的産業である。本地域においては機械・金属製品製造業が数多く集積し、基幹産業の一つとして大きな強みがある。一方で、公共事業縮減の影響による業界再編も進んでおり、今後は当該産業が持つ技術的な強みを他産業と連携させることやコーディネートする人材の育成・確保が地域の課題となっている。

旭川高専では平成19年度から、旭川市や旭川商工会議所、地域企業等と連携し、産学官連携による機械・金属製品製造業における「ものづくり中核人材育成事業」を実施しており、特殊鋼構造物の加工に必要な3次元CADや溶接技術に加えて、経営工学、生産管理、品質管理などの総合的知識と技能を兼ね備えた人材育成に取り組んでいる。

また、本地域には、鋳鉄製一体成形スピーカーを製造している企業や、超軽量・高出力コアレス型プリントモータを搭載した電動刈払機を製造し、その技術が産業機械や自動車関連産業への応用が期待される企業、全国的な人気を誇る旭山動物園の動物遊具施設として特殊鋼構造物を製造している企業など、技術力の高いオンリーワン企業が存在している。

道内においては道央圏に自動車関連産業の集積が進んでおり、当該産業を担う企業の育成支援も求められている。

このため、ものづくりの基盤となる技術や人材を育成するとともに、既存産業への技術的な波及効果や技術提携などによる技術力の高度化を目指し、精密機械器具製造業や小型・軽量で高機能な部品等を生産する製造業や金型、金属プレス等の基盤技術を担う製造業の誘致を図る必要があることから、指定集積業種に選定した。

③家具等インテリア関連産業

本地域は、北海道のほぼ中央に位置するという地理的特性により、道内各地の森林資源の集

散地であることや技術集積があることなどから、木製家具製造業が数多く集積している。

地域内では、新しい生活文化の提案と発信を目的として、平成2年から家具のトリエンナーレ「国際家具デザインフェア旭川（IFDA）」が開催されており、中心事業の「国際家具デザインコンペティション」は世界最先端のデザインを競うコンペとして、大きな注目を集めている。また、国の「JAPANブランド育成支援事業」に旭川家具が指定され、木製家具などの新商品開発・販路開拓として、世界最大級の国際家具見本市・ケルンメッセ（ドイツ）に継続して出展するなど、国際的な市場における旭川家具ブランドの普及に実績を上げている。

一方、安価な輸入家具の増加や婚礼による家具の需要の変化と、収納家具類のビルトイン化等による影響を受け、工業出荷額、事業所数ともに減少傾向が続いており、海外製品とのシェア競争や国内の同業他社との競争を避けるため、品質や性能・デザイン等あらゆる方法で差別化・個性化を図ることが求められている。

このため、デザインによる製品の高度化や品質管理体制の整備、販売・流通体制の調査など、将来の発展を目指す方向性を導き出し、これまで実施してきた事業により開発された新技術の利活用など、その成果を最大限に活かすとともに、支援機関とのさらなる連携のもと、デザイン性の高い家具等インテリア関連産業の積極的な立地を図る必要があることから、指定集積業種に選定した。

④ I T（情報通信）関連産業

本地域は、首都圏等の大消費地から離れているが、若年齢層や女性層の人材供給力があること、地域内で話される言葉が極めて標準語に近いなどの地域特性により、コールセンター立地に対応できる好条件が整っている。また、企業のI T管理のアウトソーシング化の増加が想定される中、都道府県庁所在地（道内の支庁所在地を含む。）の中で大地震の発生する確率が最も低い本地域は、I T関連産業の自然災害リスク回避地としての優位性がある。

地域内には、デジタル地図の製作技術を持つ印刷関連企業がG P Sを利用し、日本で初めてカーナビゲーションシステムを開発しており、印刷業・同関連業が地域内の情報関連産業の一翼を担っている。また、平成11年に日本で初めて遠隔医療センターを開設した旭川医科大学では、道内を中心に国内外の医療機関等とネットワークを形成し、高度情報通信システムによる遠隔医療を展開するなど、様々な先駆的なI T活用事例がある。

I T関連産業の産学官連携組織である旭川I C T協議会では、マイクロソフト社と共同で最新技術を使った旭山動物園W e b コンテンツを構築しており、教育・研修を通じた情報技術者育成のほか、ソフトウェア・ハードウェア開発企業、大学、起業家との連携・支援に向けた取組を進めている。

このため、自然的要因等の特性を活かし、コールセンター、データセンター、バックアップセンター等の立地を進めるとともに、先駆的取組を他産業に波及させるため、異業種連携や情報技術者育成を推進し、I T関連産業の拠点形成を図るため、指定集積業種に選定した。

⑤物流関連産業

本地域は、明治以来、交通の要衝として発展してきたことから、北海道縦貫自動車道旭川北 I C 近接地に旭川物流基地、鷹栖工業団地、同旭川鷹栖 I C 近接地に旭川鷹栖インター流通団地が整備されている。また、鉄道貨物専用駅である J R 北旭川駅周辺は、道内物資の集積拠点となっており、卸売市場をはじめとする卸売・小売業が多数立地している。

高速道路や国道の結節点であることに加え、近年のインフラ整備とともに、道内全域への交通アクセスが他地域よりも優れていることから、農畜水産物の流通の利便性においては大きな利点を持っている。また、近年、北海道とロシア連邦サハリン州との経済交流・貿易が盛んになってきており、本地域は輸出入品の集積拠点基地としても発展できる可能性がある。

このため、本地域における基幹産業の集積を後方支援する業種として、物流関連産業は大きな役割を担うものであることから、指定集積業種に選定した。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	18件
指定集積業種の新事業開始件数	18件
指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額	113億円
指定集積業種の新規雇用件数	520人

7 工場又は事業所、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

本地域は、旧頭脳立地法に基づく旭川リサーチパークのほか、工業系及び流通系産業の集積拠点として基盤整備を行ってきたところである。今後、円滑な企業立地を進め、指定業種の集積を図るため、新たな工業団地を整備するとともに、既存工場適地等の遊休地、休廃業工場跡地の有効活用に向けた環境整備を行っていく。

（1）工業団地の造成・整備等 ①－1 関連

①鷹栖工業団地の整備（鷹栖町）

集積業種等の立地基盤として、北海道縦貫自動車道旭川北 I C に近接する交通アクセスが良好な地区に、造成面積約 5.9ha の鷹栖工業団地を整備する。

②旭川工業団地の整備検討（旭川市）

新たな立地企業のニーズに対応できる工業団地の整備について、需要度調査等を踏まえて検討していく。

③旭川リサーチパーク土地賃貸制度（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

企業の多様な進出形態に対応するため、土地賃貸制度を実施している。

④情報通信基盤の整備（市町、関係機関）

既存工業用地の環境整備、新たな工業団地の造成に当たっては、高度情報通信基盤整備が速やかに実現するよう関係機関と協力しながら対応していく。

（２）貸工場等の整備検討（市町、関係機関） ①－２ 関連

初期投資額軽減、立地企業の事業活動支援などの企業ニーズに対応するため、貸工場等の産業用共用施設及び研究開発に係る設備や機器の整備について検討していく。

（人材の育成・確保に関する事項）

若年技術者や専門性の高い技術者を確保するため、就業者訓練（実習・座学）及び就業前訓練を実施し、職業能力の育成を推進する。また、企業ニーズを的確に把握しながら人材育成カリキュラムの編成や企業の技術力向上への支援強化に努める。

このため、教育機関と産業界・行政・試験研究機関とが連携した人材育成システムの構築を目指し、既存事業と連携を図りながら実施する。

（１）教育訓練機関等による人材の育成・確保（関係機関、道、市町） ②－１ 関連

人材育成機関として北海道立旭川高等技術専門学院があり、２年制の職業訓練を行っているほか、旭川職業能力開発促進センターでは、求職者及び在職者を対象とする職業訓練、中小企業大学校旭川校では中小企業の「人づくり」という企業人の能力開発・人材育成研修を実施するなど、人材の育成に努めている。

また、北海道では、道外からのU・Iターン希望者に対し、首都圏等に相談体制を整備してU・Iターン就職を支援しているほか、旭川市においても「Uターン情報コーナー」を設置しており、これらの機関の活動を通じて人材の確保に努めていく。

（２）食品関連産業の人材育成事業 ②－２ 関連

①食品産業支援事業（旭川市）

本地域の食品産業の支援策として、食品の細菌試験や栄養成分分析をはじめとする調査分析業務や食品加工に関連した技術相談等を行い、地域食品産業の支援を実施する。

②食品製造従事者の育成（旭川市、関係機関）

外部講師を招聘して食品業界を取り巻く各種情報提供を目的とした「食品産業支援セミナー」や、担当職員による食品製造に必要な知識の習得を目的とした「食品製造技術講習

会」を開催し、食品製造従事者の育成を実施する。

③食品試験検査担当者の育成（旭川市）

食品の細菌検査技術の向上を目的とした「細菌検査技術講習会」を開催し、食品関連企業の試験検査担当者の育成を実施する。今後は、個別研修生の受け入れを視野に入れた育成事業も検討していく。

④公設試験研究機関による人材育成支援（試験研究機関，道）

北海道立食品加工研究センターでは、食品加工に関する新しい製造技術等についての講習や技術研修生の受け入れにより、技術者の養成を行っている。また、北海道立林産試験場では、きのこの栽培、北海道立農業試験場では水稲、畑作物、園芸作物等、北海道立花・野菜技術センターでは花・野菜の分野において、それぞれ技術者育成のための技術研修等を開催しており、これらを活用して技術者を養成する。

(3) 機械・金属関連産業の人材育成事業 ②－3 関連

①ものづくり人材の育成（旭川高専，旭川商工会議所，企業）

旭川高専や旭川商工会議所，企業等が連携し、基礎技術や応用技術等を理解するためのカリキュラムを作成し、複数年にわたる学外授業を行う。

②メカトロ入門講座事業（旭川市，旭川高専）

機械・金属関連産業従事者等におけるコンピュータ制御の基礎を理解するため、専門講師による講習会を実施する。

③ものづくり技術伝承事業（旭川市，関係機関）

団塊世代から若い世代への加工技術等の伝承や技術力・品質の維持向上を図るため、熟練技術者や企業退職者による技能訓練を通して、ものづくりの基盤的人材を養成する。

④先端加工技術者育成事業（旭川市，関係機関）

CAD/CAM技術，レーザー加工機・マシニングセンタの操作技術研修などにより，NC工作機械操作者を育成する。

⑤溶接技術者育成事業（旭川市，関係機関）

金属加工の基本である溶接技術の研修により，各種溶接技術者を育成する。

⑥公設試験研究機関による人材育成支援（試験研究機関，道）

北海道立工業試験場では、地場産業の高度化及び新技術開発のため、技術研究会・講習会・研修会等の開催や研修生の受け入れを行っており、これらを活用して技術者を養成する。

(4) 家具等インテリア関連産業の人材育成事業 ②－4 関連

①グローバル市場への対応事業（市町）

グローバル化の中で地域の中小企業が生き残るためには、世界の動向・ニーズを的確に把握した商品化計画が必要であることから、展示会や商談会などを調査し、世界市場に関

するセミナー等を開催するなど、グローバル化に対応できる企業者の育成を図る。

②次世代ものづくり人材育成事業（市町，企業，産業支援機関）

流通や素材，市場等が複雑に関連するものづくり産業を支える人材を育成するため，専門家・経営者が携わるスタッフ開発の事例研修を行い，専門性の高い人材育成を図る。

③ハイテク技術者の育成（北海道東海大学，旭川高専，企業，産業支援機関）

CAD/CAM, CGなど生産に係る技術の高度化，シーケンス制御など機械設備の高度化技術の習得に向けた人材育成を図る。

④企画開発型担当者の育成（北海道東海大学，旭川高専，産業支援機関）

デザイン，マーケティング，企画設計，技術開発など商品開発力を高めるため，市場調査・開発事例研修などを通じて，企画開発を担当する人材を育成する。

⑤ハイタッチ技能者の育成（北海道立旭川高等技術専門学院，企業，産業支援機関）

手技や手加工，触覚や視覚などを使った感覚的な処理に優れた技能者を育成するとともに，ものづくりの初期段階で必要となる試作品を製作する人材（モデラー）を育成する。

⑥公設試験研究機関による人材育成支援（公設試験研究機関，道）

北海道立林産試験場では木質材料・木質構造物の性能向上や多様な分野での木材利用技術の開発，北海道立工業試験場では産業デザインの高度化，北海道立北方建築総合研究所では積雪寒冷な気候条件に適した建築に係る様々な人材の育成支援を行っていく。

（5）IT（情報通信）関連産業の人材育成事業 ②－5 関連

①情報技術者の育成（道，市町，企業，旭川高専，産業支援機関）

産学官連携組織である「旭川ICT協議会」と連携しながら，企業立地及び既存事業の高度化を図るための情報技術者を育成する。

（技術支援等に関する事項）

本地域は，教育機関や公設試験研究機関の集積により，立地企業に対する技術支援体制が充実しており，これら機関との共同研究の実績も数多くある。今後は，この強みを活かして，集積産業の高度化のため，研究シーズと企業ニーズのマッチングによる技術開発支援等を推進する。

北海道では，平成12年7月に策定された「北海道新事業創出基本構想」に基づき，新事業創出支援体制（地域プラットフォーム）を整備している。「ほっかいどう地域プラットフォーム」は，財団法人北海道中小企業総合支援センターを中核的支援機関として，各支援機関が緊密に連携し，研究開発から事業化まで，事業の発展段階に応じて総合的に支援を行い，新事業創出の促進を図っていく。

（1）食品関連産業の技術支援（旭川市，産業支援機関，試験研究機関，道） ③－1 関連

本地域では、道や市などの関係機関の連携により、食品に関する細菌試験や理化学試験等の各種依頼試験や試験研究を通じて、食品の安全性や地場産品の優位性を高めるための技術支援を行っている。

今後、本地域の基幹産業である農業と食品加工業の連携により、地域農産物を活用した付加価値の高い市場競争力のある加工食品の開発や関連産業の集積を促進するため、旭川市において食品加工試験研究機能の整備を図っていく。

公設試験研究機関においても、企業のニーズに応じた新製品開発等の支援のため、共同研究、各種研究成果の技術移転、研究員の派遣や技術相談・技術指導等を行うとともに、道産品を活用した商品開発等にも取り組んで行く。

(2) 機械・金属関連産業の技術支援（旭川市、産業支援機関、試験研究機関、道）

③-2 関連

企業・団体等からの依頼による金属材料の強度試験や測定・計測、成分分析等の各種試験の実施、金属材料の破壊・腐食の原因調査の実施、熱処理や金属材料の性質・用途、その他金属材料に関する相談に対する技術指導や技術情報の提供、技術講習会等を通じて企業の育成支援を行うほか、機械金属業界と食品加工業界との連携による、食品加工機械の開発の支援を実施する。公設試験研究機関においても、製品の高度化や生産技術の高度化に係る技術支援のため、共同研究、地域技術移転、技術相談・技術指導等の複合的な取り組みを行っている。

また、道内においては、道央圏に自動車関連産業の集積が進んでいることから、地域企業、旭川高専、北海道自動車産業集積促進協議会等と連携しながら、部品製造など関連産業を担う企業の育成及び技術支援を図っていく。

(3) 家具等インテリア関連産業の技術支援（旭川市、試験研究機関、道） ③-3 関連

本地域の企業が抱える多様な課題に対して、内容に応じた技術相談、共同研究、依頼試験などを実施し、質の高いサービスを提供するとともに、研究成果等の普及、企業の視点に立った情報の提供を行うほか、企業や大学等との共同研究開発や販路開拓支援を行っている。

技術支援では、品質性能・材料強度・木材加工技術に関する指導、デザイン・塗装・人工乾燥・接着接合などに関する各種講習会や実習を伴った研修会を開催している。

また、市場開拓支援として、首都圏・地元において開催する各種展示会や商談会を通して、産地情報の発信や商品のPR、市場調査や関連産業とのマッチングなどを行っている。

(4) 産学官連携の推進（大学、試験研究機関、企業、市町、道） ③-4 関連

家具等インテリア関連産業では、「国際家具デザインフェア旭川」の開催や国際家具デザインコンペティション入選作品の試作や商品化の過程において、様々な技術やノウハウを持つ産学官の連携によって新製品が誕生している。今後、このような取組の成果を活かしながら、企業の「技術ニーズ」と試験研究機関・大学等の優れた「技術シーズ」のマッチングを行う機能

の再構築を図っていく。

また、地域の機械・金属関連団体と食品加工団体との連携においては、食品加工機械の試作や機器製作の可能性を探る取組が行われている。今後は、ものづくりの基盤的産業である機械・金属製品製造業と家具等の他の産業との連携や、教育機関・公設試験研究機関との共同研究・共同開発を促進し、製品の高付加価値化を促進する。

(5) 新製品開発・販路開拓等の推進（市町，大学，試験研究機関，道） ③－5 関連

食品関連産業では、旭川市で実施している「地域ブランド食品開発事業」によって、地域の代表的な農産物である米や大豆を活用した商品開発を実施している。この事業によって、米粉麺や米粉シュークリーム、枝豆品種の大豆を活用した豆乳茶碗蒸しが商品化された。今後は、取組の拡大を図るために、農産物のより使い勝手の良い一次加工方法を検討しながら、さらなる商品開発を推進するとともに、各種展示会等でのPRを通じて販路開拓を図る。

家具等インテリア関連産業では、国の「中小企業地域資源活用プログラム」による新製品開発、販路開拓等の支援事業を活用し、木工品・陶芸品・ガラス製品・布製品などを総称する旭川クラフトの新製品開発と販路開拓を目指す「旭川クラフトブランド育成事業」、旭川の建具メーカーが開発した品質・デザイン性に優れた各種製品の展示発表を行い、需要の把握と新規販路の開拓、技術力のPRを行うことで木製建具産地としての活性化を図る「建具セールスプロモーション事業」、道産材を利用した結露防止、保温に優れた外付け木製サッシの開発（旭川市）、防水技術を活用した木製水回り製品の開発（東川町）などを進めていく。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

(1) 企業立地促進のための優遇措置 ④－1 関連

① 北海道産業振興条例（通称）の制定

北海道では、「北海道企業立地促進条例」と「北海道創造的中小企業育成条例」に基づき企業立地や新事業の創出等に対し支援を行っているが、特に成長力・波及力が高い産業や地域特性に応じた産業の発展、市場の要求に即応し、市場を開拓する中小企業の育成、企業立地と地場企業の参入促進の一体的推進などを通じて、企業立地の促進と中小企業の競争力強化を図るための新しい条例を平成20年4月1日から施行する予定である。

② 旭川市工業等振興促進条例

旭川市では、工場、事業所、試験研究施設等を新設又は増設した企業等で一定の雇用増を図った場合、土地取得費の25%（最高限度額1億円）相当を助成する土地取得奨励金、及び固定資産税等相当額を3年間助成する工場等設置奨励金を設けている。

③ 鷹栖町企業立地促進条例

鷹栖町では、工場等を新設又は増設する企業に対し、最高2,000万円を助成するほか、固定資産税を5年間減免するなどの優遇措置を設けている。

④ 東神楽町工業等誘致条例

東神楽町では、立地企業に対し、土地・建物に関する固定資産税を3年間免除、また既存の企業で建物を増設した時は、増設した建物につき3年間の固定資産税を免除する優遇措置を設けている。今後、効果的な企業誘致を行うため、条例を改正し、該当業種の拡大や従業員数の枠を緩和する予定である。

⑤ 東川町企業立地促進条例

東川町では、事業所を新設する企業に対し、固定資産税を5年間減免する優遇措置及び事業所の緑化に対する助成制度を設けている。

(2) 企業立地促進のための低利融資（市町・道） ④-2 関連

北海道では、北海道中小企業総合振興資金融資制度により、工場新增設に係る設備資金の最高8億円までの融資のほか、信用保証協会、金融機関、市町村が協働し、中小企業など幅広い事業者に対して、多様な事業資金を円滑に供給することを目的とした「新生ほっかいどう資金（たんぼぼ資金）」等による融資を実施している。

旭川市では、中小企業近代化促進資金の誘致企業等融資に利子補給制度を設けており、今後は融資制度を充実するなど企業立地の促進を図っていく。

(3) 立地企業のフォローアップ（市町、道） ④-3 関連

地域の経済・雇用、事業高度化に寄与している立地企業に対し、企業訪問を計画的、継続的に実施するとともに、知事・首長等と立地企業との情報交換の機会を積極的に設け、立地及び操業環境の向上と立地企業との信頼関係の構築を図り、地域への定着化を促進する。

また、立地企業の新たな設備投資に際しては、適切な用地情報の提供や各種制度の紹介等を通じて、円滑に計画を実施できるよう支援を図っていく。

(4) 企業誘致促進事業（市町、道、関係機関） ④-4 関連

①首都圏企業誘致の強化

集積業種の誘致を促進するため、企業の設備投資計画や立地意向などの情報収集を行うとともに、多くの企業が本社を置く首都圏において、企業誘致専門員を配置するなど、各市町及び道東京事務所と連携して企業誘致活動を展開する。

②企業立地ガイドブック等の作成及び工業団地のPR

道外及び道内企業への誘致促進のため、立地環境や地域特性、工業団地等を紹介する企業立地ガイドブック及び動画DVDを作成し、集積対象企業に対してPRを行う。

③戦略的な企業情報調査と企業訪問

指定集積業種の中から重点ターゲットとなる企業群を抽出し、本地域の魅力を強く訴えていくとともに、立地見込み企業に対しては、トップセールスをはじめ重点的かつ継続的に誘致活動を展開する。

(5) 物流実態調査（市町，道） ④－5 関連

道内全域への交通アクセスが優れている利点を活かし，地域内の物流拠点の整備を図るため，道内における農産物及び工業製品の物流経路及び道内他地域との物流ルート等の調査を行い，課題等を整理する。

(6) 進出企業と地場企業との連携（市町，企業） ④－6 関連

地場企業の振興を図るため，進出企業と地場企業の業務提携，技術指導，地場企業でのOEMなどを促進する。

(7) 広域的な産業集積の活性化に関する事項 ④－7 関連

①北海道バイオ産業育成強化事業

((財)北海道科学技術総合振興センター，(財)函館地域産業振興財団，(財)十勝圏振興機構，(財)旭川生活文化産業振興協会，(財)釧路根室圏産業技術振興センター，「北海道バイオ産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」に参画する地域産業活性化協議会)

道内各地域の産業集積拠点との広域連携を図り，道内バイオ産業の振興のため経営力向上事業，研究開発事業，販路開拓事業等を実施する。

- ・ (財)北海道科学技術総合振興センターは，「北海道バイオ産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して，経営力向上事業や研究開発支援事業，国内，海外への販路開拓事業等を実施する。
- ・ (財)函館地域産業振興財団は，「北海道バイオ産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して，新商品開発や販路開拓事業等を実施する。
- ・ (財)十勝圏振興機構は，「北海道バイオ産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して，新商品開発や販路開拓事業等を実施する。
- ・ (財)旭川生活文化産業振興協会は，「北海道バイオ産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して，「知的クラスター創成事業」で関連性が深い集積地域との連携を進め，新規機能性食品等の研究開発や機能性評価研究の実用化を推進する。
- ・ (財)釧路根室圏産業技術振興センターは，「北海道バイオ産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して，マリンバイオ分野の研究シーズの集積が進んでいる集積地域との連携を進め，新規機能性食品等の開発，事業化の取組を推進する。

②北海道情報産業集積活性化促進事業

(北海道，「北海道情報産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」に参画する地域産業活性化協議会，(社)北海道IT推進協会ほか関係機関)

ア 北海道情報産業集積基盤整備事業

北海道情報産業の実情や経営課題を把握するとともに、企業間の連携促進に資するための道内ネットワークの形成並びに集積企業の活性化を図るため、実態把握や地域連絡会議の開催、その他情報提供事業を実施する。

- ・ (社)北海道 I T 推進協会は、「北海道情報産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」の各地域の地域活性化協議会の構成員等と連携して、北海道情報産業集積基盤整備に資する事業を行う。

イ 販路開拓支援事業

各地の特色を踏まえつつ、地域が連携して事業者の新たな市場開拓を支援するため、首都圏等で開催される展示会・プレゼン会への出展支援を実施する。

- ・ (社)北海道 I T 推進協会は、「北海道情報産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」の各地域の地域活性化協議会の構成員等と連携して、販路開拓支援に資する事業を行う。

ウ 地域産業連携事業

各地域の基幹産業に I T 活用を促すことで高付加価値化等競争力の強化を図り、併せて I T 企業の市場拡大を図るため、地域が連携した研究会の開催や普及啓発事業を実施する。

- ・ (社)北海道 I T 推進協会は、「北海道情報産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」の各地域の地域活性化協議会の構成員等と連携して、地域産業連携に資する事業を行う。

エ 人材基盤強化事業

北海道の情報産業を支える I T 人材の獲得並びに業界の実情に対する理解を促進するため、道内主要大学等に対して就業支援セミナー等を実施する。

- ・ (社)北海道 I T 推進協会は、「北海道情報産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」の各地域の地域活性化協議会の構成員等と連携して、人材基盤強化に資する事業を行う。

③食産業集積高付加価値化支援事業

(北海道、「北海道食産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」に参画する地域産業活性化協議会、(財)北海道科学技術総合振興センターほか関係機関)

地域の資源や技術を活用し付加価値の高い新たな商品の開発や新たな技術による高度化を推進するため、道内のネットワークを活用した商品開発案件の発掘、開発・事業化支援や人材育成支援など高付加価値化につながるコーディネート活動等を行う。

- ・ (財)北海道科学技術総合振興センターは、「北海道食産業の集積活性化の促進に係る広域ビジョン」の各地域の地域活性化協議会の構成員等と連携して、高付加価値化支援に資する事業を行う。

8 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

本地域では、これまでも関係機関・団体等と連携して、産業集積の形成等に努めてきたが、今後さらなる集積を図るため、関係機関・団体等との連携を密にし、企業誘致や人材育成等の事業に取り組む。

○高度技術産学連携地域

旭川市は、新事業創出促進法に基づき北海道が平成12年7月に策定した北海道新事業創出基本構想において、高度技術の開発等を行う企業の集積があり、高度技術にかかる大学等が存在することなどを要件とした「高度技術産業集積地域」と位置付けられた。その後、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（中小企業新事業活動促進法）に基づき、平成17年7月に策定した北海道事業環境整備構想の中で「高度技術産学連携地域」と位置付けられ、高度な技術の研究開発等を行う企業と大学その他の研究機関の集積を活用し、相互の連携や交流により新たな事業活動の促進を図っている。

基本計画の実施にあたり、これまでの事業活動を踏まえながら、関係者の緊密な連携を図っていく。

○上川地域産学官連携協議会

旭川医科大学を核に産学官連携の促進を目指し、上川支庁、旭川市、旭川高専、経済団体、企業が中心となり、平成17年2月に「上川地域産学官連携協議会」が設置され、地域における産学官連携の方向性の検討を行い、地域が有する技術・ノウハウ・知的資源の積極的な活用により、「くらし・健康」をキーワードとした新事業・新産業の創出を進めている。

基本計画の実施にあたり、関係機関と連携し、新事業・新産業の創出のための事業を行う。

○(株)旭川産業高度化センター

(株)旭川産業高度化センターは、旧頭脳立地法に基づく「旭川地域頭脳立地構想」（平成3年9月承認）の中核的推進母体として、地域振興整備公団（現中小企業基盤整備機構）、北海道、旭川市、旭川商工会議所、金融機関、企業等の出資により平成4年に設立された。

地域の中核的な産業支援機関として、インキュベート、人材育成、情報提供、交流促進、相談・コーディネートのほか、地域産業の特性を活かした産業創出や企業育成を図るため、地域産業プロデューサーを配置し、産業間・企業間連携のもと、地域資源を活用した新たな事業化へ向けた取組を支援している。また、ものづくり支援事業として、地域企業の優れた新技術・新製品開発プランを選定し、産学官の専門家による経営・技術支援を行っている。

基本計画の実施にあたり、地域産業活性化協議会と連携し、各種事業を行う。

○財団法人旭川生活文化産業振興協会

地域産業の振興につながる研究開発、企業が行う研究開発及び人材育成に対する助成等の

事業を行うことにより、本地域の産業高度化を促進し、地域の生活文化に立脚した産業創造及び活力ある地域経済の創造に寄与することを目的として、平成4年に北海道、旭川市、旭川商工会議所、地域企業の出資により設立され、研究開発・人材育成等に対する助成事業、各種セミナー開催等を行っている。

基本計画の実施にあたり、関係機関と連携し、各種支援を行う。

○旭川工業高等専門学校産業技術振興会

旭川高専では、地域企業等からの技術相談、知的財産創出相談、共同研究等の窓口として「地域共同テクノセンター」を設置しているほか、旭川高専と産業界の連携による産業技術振興を目的に、平成14年に「旭川工業高等専門学校産業技術振興会」を旭川商工会議所が設置し、産学官連携に取り組んでいる。

基本計画の実施にあたり、関係機関と連携し、人材育成等の事業を行う。

○旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会

旧頭脳立地法に基づく「旭川地域頭脳立地構想」（平成3年9月承認）を推進するため、地域振興整備公団（現中小企業基盤整備機構）、北海道、旭川市、(株)旭川産業高度化センター及び旭川商工会議所が構成員となって平成5年に設立され、旭川リサーチパークへの企業立地の推進を図っている。

基本計画の実施事業と連携を図りながら、企業立地に向けた事業展開を図っていく。

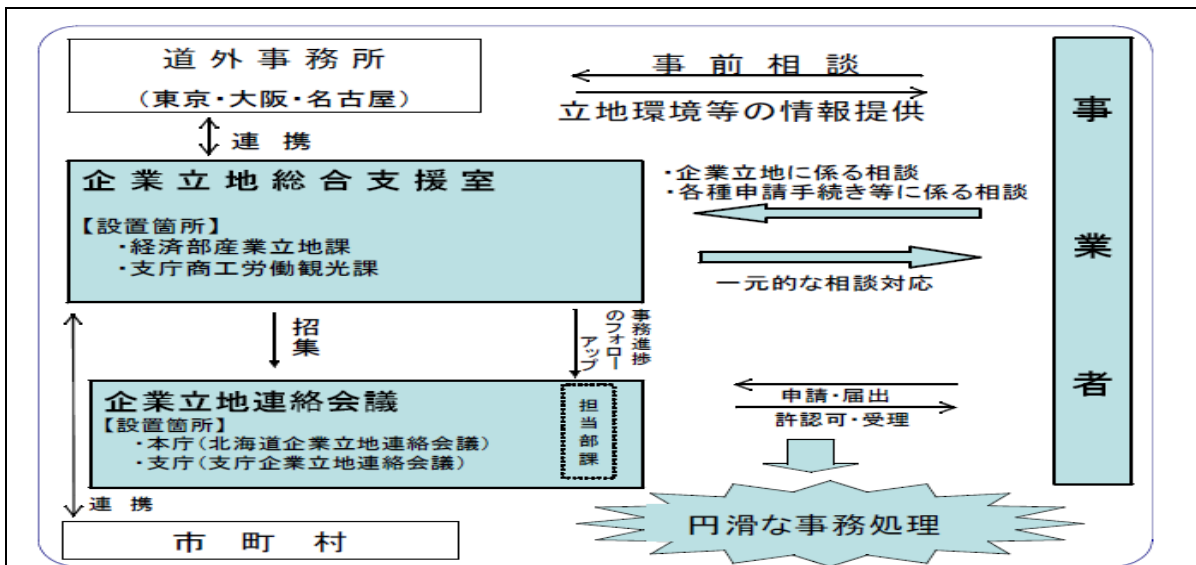
9 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

（企業立地に係るワンストップサービス体制の実施）

企業立地に当たって北海道では、工場等を立地する際の各種申請や届出等の手続きが円滑に進むよう、企業の各種相談に一元的に対応する窓口として、「企業立地総合支援室」を本庁（経済部産業立地推進局産業立地課）と各支庁（産業振興部商工労働観光課）に設置している。

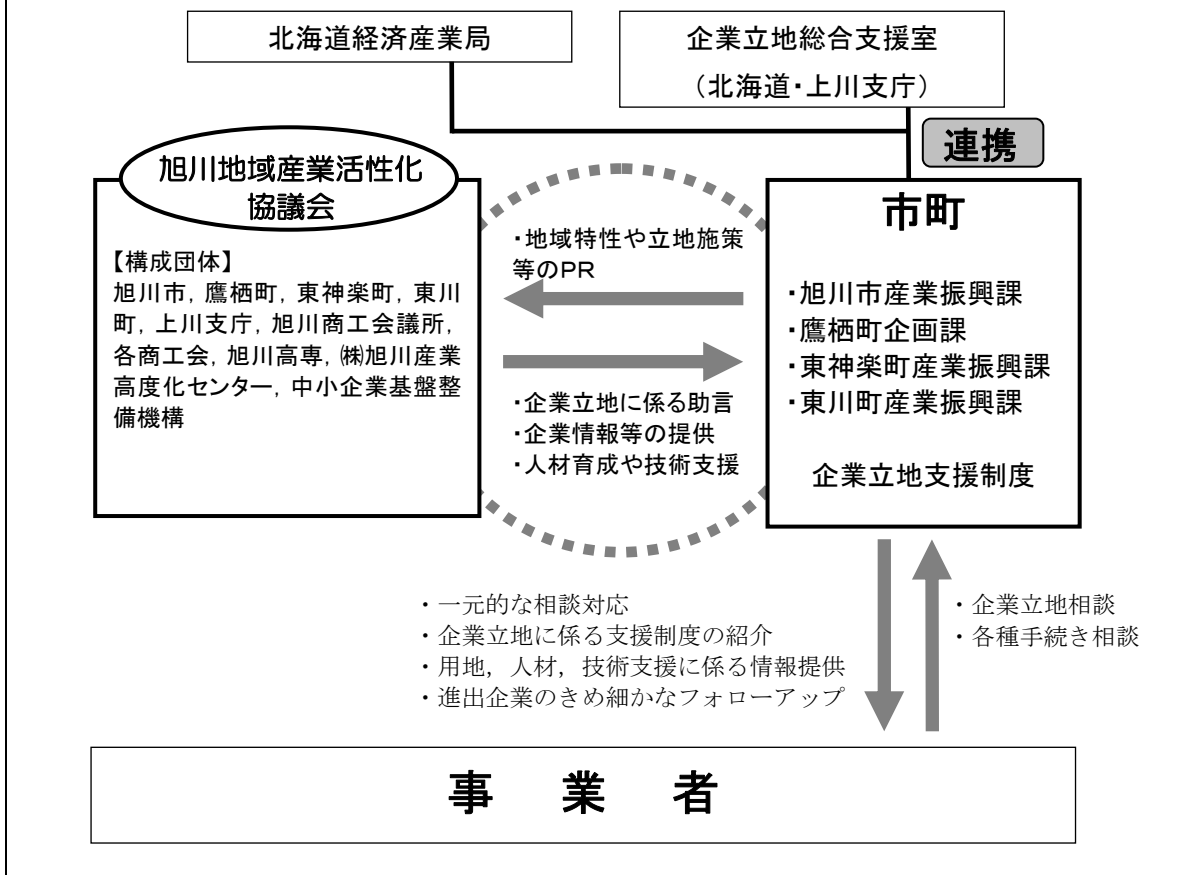
また、立地企業が許認可等の担当部課をそれぞれ訪問することがないように、担当部課で構成する「企業立地連絡会議」を招集し、各種申請手続き等の相談に一括して対応している。さらに、各種申請や届出に当たっては、担当部課が立地企業の相談希望日と個々の実務担当者との調整等を行い、一度の来庁で行政手続きが済むよう、立地企業を支援するとともに、事務進捗のフォローアップも実施している。

これらのサービスは、企業から寄せられる工場立地に伴う関係法令に係る諸手続き・相談について、本庁と各支庁に設置した「企業立地総合支援室」で一元的に対応するものである。



○市町と道との連携強化

1市3町においても、北海道、上川支庁等の関係機関と密接な連携をとりながら、企業立地や事業高度化に関する様々な手続きや相談に対して、旭川地域産業活性化協議会の積極的な関与のもと、企業立地の促進に向けて迅速な対応を図っていく。



各市町の取組は、以下のとおりである。

○旭川市

旭川市は、平成20年度から産業振興課に「企業立地担当課長」を新たに設置するとともに、民間ノウハウ活用の観点から首都圏に企業誘致推進員を配置し、企業誘致体制の強化と、企業立地に係る情報提供、相談窓口の一元化によるワンストップサービスの充実を図っていく。

○鷹栖町，東神楽町，東川町

企業誘致の対応窓口を、鷹栖町は企画課，東神楽町及び東川町は産業振興課に設置している。企業誘致の際の各種手続きについては、それぞれの町が関係課と一丸となって迅速に対応できるよう体制の強化を図っていく。

10 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境の保全に関する事項)

企業の事業活動に伴う周辺住民への生活環境等への影響については、「北海道環境基本計画」に基づき、道及び市町が密接な連携を図りながら、大気環境の保全、水環境の保全、騒音・振動及び悪臭防止対策、土壌汚染及び地盤沈下対策、化学物質等対策、環境汚染対策の総合的推進に努め、必要な措置を講じていく。

また、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境関連法令及び北海道公害防止条例に基づく、各種規制の遵守に向けて、必要な指導等を行っていく。

○自然との共生

「環境に配慮した地域づくり」を行うため、国土利用計画や北海道土地利用基本計画など、土地に関する諸計画や都市計画法、森林法、農地法等の関連法令を適切に運用することにより、環境に配慮した土地利用を進めるとともに、開発に伴う大気汚染物質、温室効果ガスの排出抑制など、環境に対する負荷を極力少なくすることにより、自然と共生した良好な環境の保全に配慮するよう努める。

○各種規制の遵守

環境基準の達成を図るため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の環境関係法令及び北海道公害防止条例に基づき、ばい煙、粉じん、排水等について、各種規制の遵守状況を監視し、必要に応じて指導を実施する。

○環境監視

大気汚染、水質汚濁等に関する監視測定及び監視調査を継続的に行っていく。

○廃棄物処理

北海道が策定した「北海道循環型社会推進基本計画」に基づき、廃棄物の発生・排出の抑制及び再利用等を促進する。

○公害防止

地域内に立地する一定以上の環影負荷を有する企業に対しては、必要に応じて自治体と当該事業所の間で公害防止協定を締結し、法令によって規制されない施設であっても、周辺環境に著しい影響を及ぼす場合は、各種規制に応じた改善を促し、必要に応じ立入検査結果の公表を行うなど、環境保全について適正な措置を講ずる。

また、関係法令及び北海道環境影響評価条例に基づく所定の手続きが適正に行われるよう対応するとともに、住民に対して説明等が必要な場合は説明会を開催するなど、広く住民の理解を得ていく。

(安全な住民生活の保全に関する事項)

北海道では、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例（平成17年4月1日施行）」を制定し、犯罪のない安全で安心な地域づくりに関し基本理念を定め、道、道民及び事業者の責任を明らかにするとともに、道の施策の基礎となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心な地域づくりに関する施策の総合的な推進を図り、道民や観光客が安心して暮らし、活動することができる社会の実現を図っている。

また、条例に基づき、学校や通学路等における児童等の安全確保を図るほか、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場、住宅の普及を図るための4つの指針を策定し、道、市町村、道民、事業者、関係団体からなる全道推進会議・地域推進会議において、各種事業に取り組んでいる。

こうしたことから、地域としては安全な住民生活の保全に向けて、以下の取り組みを行っていく。

○犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るため、防犯性能の高い設備や見通しを確保した施設（道路、公園、工場、事業場等）の配置並びに同施設における植栽の適切な配置及び剪定、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置などに住民の理解を得ながら努めるとともに、夜間において公共空間、駐車場、空き地等が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないことがないようにその管理の徹底を図る。

○地域における防犯活動への参加、協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

○警察への連絡体制の整備

事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行う。

○従業員に対する指導

従業員に対して各種法令の遵守のほか、犯罪被害防止や交通事故防止についての指導を行う。

また、外国人の従業員に対して日本の法制度の教育、法令遵守の指導等を確実に行う。

○暴力団等の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない。

○不法就労の防止

外国人の雇用に際しては、自治体等関係機関と連携を図り、旅券等により就労資格の有無を確認するなどして不法就労防止の徹底を図る。

○地域住民との協議

事業者又は関係自治体が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するにあたっては、犯罪のない安全で安心な地域づくりの見地から地域住民の意見を十分に聴取して進める。

1 1 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が農用地等として利用されている土地において行われる場合において、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

(農用地利用調整を行なう重点区域箇所)

①箇所名 鷹栖工業団地

②開発事業主体 鷹栖町土地開発公社

③調整状況 当該鷹栖工業団地造成用地内の農地は、北海道知事の許可を受けなければならない農地に該当する。このため、次のとおり北海道と調整を行ったものである。

平成19年 3月7日から 農地転用に係わる事前指導（協議）を開始

平成19年 9月21日付 鷹栖町土地開発公社理事名により北海道知事あて「農地法第5条の規定による許可申請書」

平成19年11月14日付 北海道知事より鷹栖町土地開発公社理事に対し「許可」との決定指令受理。

④位置 上川郡鷹栖町

⑤面積 5.92ヘクタール

⑥転用農地面積 5.64ヘクタール

⑦工事实施予定時期 平成19年度～平成20年度

1 2 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項

(旭川地域産業活性化協議会の開催)

当地域への産業集積を図るため、必要に応じて旭川地域産業活性化協議会を開催し、以下の項目について協議を行う。

- 目標項目の進捗状況確認
- 計画の変更協議
- 産業振興方策の検討

1 3 計画期間

本計画の期間は、計画同意の日から平成24年度末日までとする。